

自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等について

- 京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）において、以下のように、オフィス・店舗等の業務施設の省CO₂化として自主行動計画の着実な実施が求められている。

自主行動計画の目標・内容についてはあくまで事業者の自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、社会的要請にこたえ、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性を向上していくことが極めて重要であり、関係審議会等において定期的にフォローアップを行う必要がある。

私立病院、私立学校等の未策定業種においても、自主行動計画を策定し、特性に応じた有効な省CO₂対策を講ずることが期待される。

- 本年度、産業構造審議会と中央環境審議会が合同で、経済産業省所管業種のフォローアップを行った結果、「今後の課題等」として、環境省（必要があれば内閣官房）・業種所管各省について、以下のように、自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等が提言された。

未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進

自主行動計画の未策定業種（特に、サービス（非製造）分野など。私立病院・私立学校等を含む）に対し、その策定を促すべき。

定性的目標の定量化等の促進

自主行動計画を策定していても、数値目標を持たない業種（経団連非加盟業種、特に業務・運輸部門）に対し、目標の定量化を促すべき。

政府による厳格なフォローアップの実施

議事公開の下での審議会等プロセスの活用など、透明な手続きの下、厳格なフォローアップを実施すべき。また、毎年度の実施により、直近の正確な実態を把握すべき。

目標引き上げの促進

厳格なフォローアップにより、業務・運輸部門の業種も含め、目標の引き上げを促進すべき。その際、現時点の実績水準以上の意欲的な新目標を設定すべき。